

株式交換に係る事前開示書面  
(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 12 月 26 日

富士電機株式会社

2024年12月26日

株式交換に係る事前開示事項

神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号  
富士電機株式会社  
代表取締役会長 CEO 北澤 通宏



当社及び富士古河E&C株式会社（以下「富士古河E&C」といいます。）は、2024年10月31日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、富士古河E&Cを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

富士古河E&Cは、2024年10月31日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

富士古河E&Cは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が富士古河E&Cの発行済株式（ただし、当社が保有する富士古河E&Cを除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、富士古河E&Cとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 中間配当

当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、2025年3月期に係る中間配当として、2024年9月30日を基準日とする1株当たり75円の剰余金の配当を行うことを決議し、実行しました。

③ 自己株式の処分

当社は、2024年6月25日開催の当社の第148回定時株主総会において導入を決議していた役員報酬の一部の業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」の一環として、2024年10月31日開催の取締役会において、自己株式の処分に係る事項を決議し、次のとおり、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口に対する第三者割当の方法により実行しました。

処分期日	2024年11月20日
処分する株式の種類及び数	普通株式 291,000株
処分価額	1株につき金7,971円
処分総額	2,319,561,000円
処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

④ 投資有価証券の売却及び特別利益の計上

当社は、2024年8月1日から2024年9月4日にかけて、当社が保有していた上場有価証券の一部を売却いたしました。当該売却により、2025年3月期第2四半期において163億円を特別利益に計上しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べるができる債権者はいないため、該当事項はございません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

2024年10月31日

## 株式交換契約書

富士電機株式会社（以下「甲」という。）及び富士古河E & C株式会社（以下「乙」という。）は、2024年10月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：富士電機株式会社

住所：川崎市川崎区田辺新田1番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：富士古河E & C株式会社

住所：川崎市幸区堀川町580番地

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.93を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.93株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額            0円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0 円

#### 第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 2 月 3 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会の決議による承認を求める。

#### 第 7 条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、善良な管理者の注意をもって当該子会社の業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。）をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

#### 第 8 条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 75 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第 9 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有

する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

#### 第 10 条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第 12 条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年10月31日

甲 川崎市川崎区田辺新田1番1号

富士電機株式会社

代表取締役会長CEO 北澤 通宏



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年10月31日

乙 川崎市幸区堀川町580番地  
富士古河E&C株式会社  
代表取締役社長 日下 高



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	富士古河E&C (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.93
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：4,495,998株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

富士古河E&C株式1株に対して、当社株式0.93株を割当交付いたします。ただし、基準時において当社が保有する富士古河E&C株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、基準時における富士古河E&Cの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する富士古河E&C株式に代えて、その保有する富士古河E&C株式の数の合計に0.93を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式は、当社が2024年10月31日時点で保有する自己株式を充当する予定であり、現時点で本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、富士古河E&Cは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する富士古河E&Cの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって富士古河E&Cが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数については、富士古河E&Cによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる富士古河E&Cの株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び当社の定款第9条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる富士古河E&Cの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

## 2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び富士古河E&Cは、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、富士古河E&Cはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券から2024年10月30日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社が富士古河E&Cに対して2024年7月下旬から9月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をした結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、富士古河E&Cにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、富士古河E&Cのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2024年10月30日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、富士古河E&Cが当社に対して2024年7月下旬から9月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、富士古河E&Cは、2024年7月16日に、親会社であり支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示及び助言並びに2024年10月31日付で受領した答申書（詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③富士古河E&Cにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、富士古河E&Cの少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、富士古河E&Cは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及び富士古河E&Cは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③富士古河E&Cにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び富士古河E&Cは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

### (2) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券及び富士古河E&Cの第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社とSMBC日興証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭

的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないこと、また、SMB C日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、当社がSMB C日興証券に対して両社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、当社はSMB C日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券のグループ企業であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、富士古河E & Cの株主たる地位を有しており、また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及びみずほ信託銀行は、当社及び富士古河E & Cとの間で通常の銀行取引の一環としての融資等の取引を行っておりますが、本株式交換に関して当社及び富士古河E & Cとの間で重要な利害関係を有していません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ信託銀行の株主たる地位、並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人の地位とは独立した立場で富士古河E & Cの第三者算定機関として株式価値の算定を行っているとのこと。富士古河E & Cは、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行の間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が構築されていること、富士古河E & Cとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているために第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を当社及び富士古河E & C並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選任いたしました。

また、本株式交換に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、富士古河E & Cとみずほ証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に富士古河E & Cに生じうる金銭的負担等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

## ② 算定の概要

### (i) SMB C日興証券による算定

SMB C日興証券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

また、SMB C日興証券は、富士古河E & Cについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式及び富士古河E & C株式の算定において採用した市場株価法については、2024年10月30日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しました。また、富士古河E & C株式の算定において採用したDCF法では、同社が作成した2025年3月期から2027年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。

上記の各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	富士古河E & C	

市場株価法	市場株価法	0.73～0.74
	類似上場会社比較法	1.01～1.22
	D C F 法	0.90～1.65

S M B C 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び S M B C 日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。富士古河 E & C の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、富士古河 E & C の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。

なお、S M B C 日興証券が D C F 法による算定の前提とした富士古河 E & C の財務予測は富士古河 E & C が作成した事業計画に基づいており、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、富士古河 E & C の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

#### (ii) みずほ証券による算定

みずほ証券は、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を採用して算定を行いました。

また、みずほ証券は、富士古河 E & C については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、また比較可能な類似上場企業が複数存在し、類似上場企業との比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式及び富士古河 E & C 株式の算定において採用した市場株価基準法については、2024 年 10 月 30 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しました。

類似企業比較法については、富士古河 E & C と類似性があると判断される類似上場企業として、株式会社トーエネック、株式会社大気社、住友電設株式会社、新日本空調株式会社、株式会社中電工、株式会社四電工、株式会社テクノ菱和及び北陸電気工事株式会社を選定した上で、事業価値に対する E B I T D A の倍率を用いて算定を行いました。

また、富士古河 E & C 株式の算定において採用した D C F 法では、同社が作成した 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。

なお、D C F 法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は 7.36%～8.36% を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト (Weighted Average Cost of Capital, WACC) を使用しております。また、永久成長法では永久成長率として -0.50%～0.50% を使用し、マルチプル法では E B I T D A マルチプルとして 3.6 倍～4.6 倍を使用しております。

上記の各評価方法による当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	富士古河 E & C	
市場株価基準法	市場株価基準法	0.70～0.74

	類似企業比較法	0.83～1.06
	D C F 法	0.67～1.35

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供又は開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。富士古河E&Cの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、富士古河E&Cの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2024年10月30日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、富士古河E&Cの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券がD C F 法による算定の前提とした富士古河E&Cの財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、富士古河E&Cの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025年2月3日（予定））をもって、富士古河E&Cは当社の完全子会社となり、富士古河E&C株式は2025年1月30日付で上場廃止（最終売買日は2025年1月29日）となる予定です。上場廃止後は、富士古河E&C株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

富士古河E&C株式が上場廃止となった後も、本株式交換により富士古河E&Cの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において富士古河E&C株式を108株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける富士古河E&Cの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、108株未満の富士古河E&C株式を保有する富士古河E&Cの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、富士古河E&Cの株主の皆様は、最終売買日である2025年1月29日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する富士古河E&C株式を従来どおり取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### (4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、当社が既に富士古河E&C株式を4,158,185株（所有割合46.24%）直接所有し、当社の子会社である富士オフィス&ライフサービスを通じた間接所有分（13,200株（所有割合0.15%））と合わせて富士古河E&C株式4,171,385株（所有割合46.39%）を所有しており、富士古河E&Cが当社の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相

反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び富士古河E&Cは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、2024年10月30日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、富士古河E&Cは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2024年10月30日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が当社又は富士古河E&Cの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を2024年5月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬は、タイムチャージ方式によるもののみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておらず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、富士古河E&Cは、本株式交換の検討に係る法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を2024年6月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所の報酬体系は、本株式交換の成立如何によって成功報酬が発生する体系とはなっておらず、TMI総合法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 富士古河E&Cにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

富士古河E&Cは、2024年6月24日、当社から本株式交換の申入れを受けたことを受け、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所の助言を受けつつ、2024年7月16日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、親会社であり支配株主である当社との構造的な利益相反のおそれがあることから、当社及び富士古河E&Cから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対する富士古河E&C取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、富士古河E&C取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、当社から独立した、富士古河E&Cの社外取締役及び社外監査役（富士古河E&Cの社外取締役である山口和良氏、三品篤氏及び富士古河E&Cの社外監査役である遠藤健二氏の3名）によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、富士古河E&Cは、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

その上で、富士古河E&Cは、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、（a）本株式交換の目的の合理性（本株式交換は富士古河E&C企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、（b）本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）に関する事項、（c）本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を踏まえ、富士古河E&C取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益か否か（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。富士古河E&Cの取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、①本株式交換について決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員

会が本株式交換について妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこと、②富士古河E&Cは、当社と取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けるものとするについて決議しております。また、同時に、本特別委員会に対して、(i)本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(ii)本特別委員会は、富士古河E&Cの費用負担の下、本株式交換に係る調査(本株式交換に係る富士古河E&Cの役員若しくは従業員又は本株式交換に係る富士古河E&Cのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うことができること、(iii)本特別委員会は、富士古河E&Cに対し、①本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を当社に伝達すること、並びに②本特別委員会自ら当社と協議・交渉する機会の設定を要望することができること、また、本特別委員会が当該②の機会の設定を要望しない場合であっても、富士古河E&Cは、当社と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、当社との協議・交渉の方針について、富士古河E&Cに対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができること、(iv)本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(v)議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会に富士古河E&Cの役員若しくは従業員又は本株式交換に係る富士古河E&Cのアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、(vi)本特別委員会は、必要と認めるときは、富士古河E&Cの費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる、また、本特別委員会は、本株式交換に係る富士古河E&Cのアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、富士古河E&Cのアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて決議しております。

そして、本特別委員会は、2024年7月16日から2024年10月30日までの間に、委員会を合計15回開催し、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、富士古河E&Cから、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行い、また、当社から、本株式交換を提案するに至った経緯及び理由、本株式交換の目的や本株式交換後の富士古河E&Cの経営方針、本株式交換の諸条件等について説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、富士古河E&Cの作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について富士古河E&Cから説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認をしております。その上で、みずほ証券から株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明を受けております。

また、本特別委員会は、富士古河E&Cが当社から本株式交換比率についての提案を受領する都度、富士古河E&Cにおいて交渉を担当するみずほ証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、その内容を審議・検討するとともに、みずほ証券に対して指示・要請を行う等、本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与いたしました。さらに、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所から本株式交換において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本株式交換に関する説明を受けております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として慎重に協議及び検討を行い、(a)本株式交換の目的には合理性(本株式交換は富士古河E&C企業価値の向上に資するかを含む。)が認められる旨、(b)本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)が認められる旨、(c)本株式交換の手の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)が認められる旨、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、富士古河E&

C取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益でない旨の答申書を、2024年10月31日付で、富士古河E&Cに対して提出しております。

本特別委員会の意見の概要については、以下のとおりです。なお、本特別委員会の意見の概要においては、当社を「富士電機」といいます。

#### ア. 結論

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して、以下の意見を答申する。

- ① 本株式交換の目的は合理的である。
- ② 本株式交換の取引条件は妥当である。
- ③ 本株式交換の手続は公正である。
- ④ 上記①乃至③を踏まえ、本株式交換を行うことについて決定をすることは、富士古河E&Cの少数株主にとって不利益ではない。

#### イ. 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が富士古河E&Cの企業価値の向上に資するかを含む。）について

##### (ア) 富士古河E&C及び富士電機による説明等

本特別委員会は、本株式交換の目的及び本株式交換により向上が見込まれる富士古河E&Cの企業価値の具体的内容等について、富士古河E&C及び富士電機から説明を受け、質疑応答を行った。それらの内容は、大要、以下のとおりである。

##### (a) 富士電機の認識

富士古河E&Cは、2009年10月に富士古河E&C合併を行って以降、総合設備企業として国内での地位を確立しつつ、中長期的な環境変化に対応するため、新たなエンドマーケットの獲得や海外及び成長市場へのリソース投入に取り組んでいる。富士古河E&Cは、2024年5月に発表した新中期経営計画「Progress E&C 2026」において、事業領域の変革・拡大、成長投資等による経営基盤の強化、技術開発とDXの推進、ESG経営の加速・推進を基本戦略として掲げており、特に事業領域の変革・拡大の中では事業ポートフォリオの改革の一環として、データセンタ向け事業の領域拡大等を中心とした環境関連事業の拡大や海外事業戦略の見直しに取り組んでいる。

その一方、富士古河E&C合併当時と比較して、総合設備企業に期待される付加価値は、施工・設置後のメンテナンスやアフターセールスの提供から、ソリューションの提供へと大きく変化してきている。同時に、太陽光パネルの設置需要等、再生可能エネルギー案件の広がりや2016年からの電力小売全面自由化に伴う電気設備工事需要の拡大など、外部環境の変化も著しい状況にあり、労働人口の減少や就業者の高齢化を受けた慢性的な人手不足への対応を踏まえた、労働環境・処遇改善や省人化ニーズの高まりに対処していく必要がある。このように設備工事業界を取り巻く環境が富士古河E&C合併当時から大きく変化している中、富士古河E&Cにおける事業の継続的な成長に対する難易度はますます高まっていると考えている。

上記の富士電機及び富士古河E&Cの事業上の課題を踏まえ、富士電機は、2023年9月頃から、富士電機中期経営計画における富士電機グループとしての目指すべき姿について社内で議論を重ねてきた。当該議論において、富士古河E&Cにおける課題解決と合わせ、これまでも富士古河E&Cとの事業連携により顧客と社会に提供してきた、「クリーンなエネルギーを創り、エネルギーを安定的に供給し、さらに需要家サイドの省エネ、自動化、電化に貢献する事業と技術」というコアな提供価値を、富士古河E&Cの完全子会社化によって拡大・拡張し最大化させることができると考えるに至り、富士古河E&Cの完全子会社化の検討を進めた。

具体的には、富士電機の事業との戦略的な整合性、両社で発現できるシナジー、富士古河E&Cの少数株主及び富士電機の株主の利益への影響等の観点を総合的に検討した結果、富士古河E&Cを株式交換により完全子会社化し、両社の既存事業・技術と新たに創出するシナジーを活かした更なる協業体制の強化とそれによる経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、さらに踏み込んだグループ一体

化経営を実現することで、富士古河E&Cを含んだ富士電機グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善であるとの結論に至り、2024年6月24日に、富士電機から富士古河E&Cに対して本株式交換の提案を行った。

(b) 富士古河E&Cの認識

富士古河E&Cは、富士古河E&Cが富士電機の完全子会社となることで、従来以上に両社グループの連携を緊密化して経営判断の迅速化を図ることが可能となり、また、両社グループの有する資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるため、本株式交換は富士古河E&Cの企業価値向上に資するとの認識に至った。

(c) 富士電機及び富士古河E&Cの認識

富士電機及び富士古河E&Cは、本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化する事業シナジーとして、以下の内容を想定している。

I. 電気設備工事及び空調設備工事の両事業領域を新たなターゲットに事業拡大

- ① 製品開発・ものづくりから、工事、保守・メンテナンスまでをワンストップに提供し、工程全体での効率的エネルギー利用を可能にするソリューションビジネスを提供する。
- ② 両社に共通する成長事業・注力業種での、建設・設備側、機器・システム供給側、双方の商流や顧客網への営業活動協業による両社物量の拡大及び富士電機グループ物量の最大化を実現する（具体的には以下のような内容が含まれる。）。
  - ・創エネ、電力の安定供給、省エネ製品・技術の提供
  - ・制御に係る技術ナレッジ活用による現場機器の運用状況の見える化、予防保全など製品・技術を提供
  - ・顧客生産設備のデータ収集と分析、データ活用（製造業DX）を含んだサービス提供
- ③ リソース共有によるエンジニアリングサービスの生産性及び付加価値の向上並びにそれによる利益率向上を実現する。

II. 成長市場であるGX関連分野で製品開発を加速、サービス事業を強化

富士電機が保有する電力系統の安定化を実現する蓄電池用パワーコンディショナや蓄電池システム等のGX関連商材、分散型電源の安定化技術を活用し、製品開発力強化、設置後のメンテナンス・サービスの更なる高付加価値化を目指す。

III. 海外事業の拡大

両社海外拠点における、営業・エンジニアリング・間接員等の相互リソース活用による事業運営の効率化（利益の拡大）を図る。特に両社が注力する東南アジアでは、富士古河E&Cの海外エンジニアリングサービス体制と、現地設計・地産・地消を掲げアジアを中心に強化を図る富士電機のグローバルネットワーク／グローバルインストールベースを活かし、海外市場へのM&Aを含む資本・人的資本の強化を通じた海外ビジネスの更なる拡大を目指す。

IV. コーポレートガバナンス及び一体運営の強化

- ① 親子上場問題解消により、安定株主の下での事業運営によるコーポレートガバナンスの向上を図る。
- ② 経営リソースの最適化、人財採用力強化、人的リソースの共有による機動的な人財アロケーションの実現、コスト競争力の向上を実現する。

富士電機及び富士古河E&Cは、富士古河E&C株式が上場しており、富士古河E&Cに少数株主が存在する状況の下においては、親会社である富士電機と富士古河E&Cの少数株主の利害衝突が生じ得る資本構造にあるため、個々の施策について、逐一、富士古河E&Cの少数株主の利益を害するおそれがないかについて慎重な検討が求められ、場合によっては、富士古河E&Cの少数株主の利益を害するおそれが否定できないことによって、両社の企業価値向上にとって有意義な施策を迅速に実施することができない事態も想定されると考えている。また、富士古河E&Cに少数株主が存在する

ことにより、富士電機が富士古河E&Cに何らかの情報やリソースを提供した場合、富士電機にとっては、これらの情報やリソースの活用による利益の一部が富士古河E&Cの少数株主にも供与される状況となるため、結果的に、自身も上場会社である富士電機が、富士古河E&Cに情報やリソースを提供することを躊躇させ、これらが十分に行われなくなってしまう可能性がある。このようなことから、両社が一体となって両社グループの成長戦略の検討及び実行することによる効果を十全に発揮させるためには、両社間で完全親子会社関係を形成し、親会社である富士電機と富士古河E&Cの少数株主の利害衝突が生じないようにすることが必要であると考えている。

(イ) 本特別委員会による検討

本特別委員会は、上記事項の具体的な内容及び本株式交換の実行により見込まれる富士古河E&Cの事業への影響の有無・程度、並びにこれらを踏まえた富士古河E&Cの企業価値向上の可能性等について、富士電機及び富士古河E&Cに対する質疑を通じ、詳細な検討を実施した。

その結果、富士古河E&C及び富士電機から説明された内容に不合理な点及び相互に矛盾する点は認められず、両社の認識は重要な部分において一致していることが認められた。また、富士古河E&Cを取り巻く経営環境、及び富士電機グループにおける今後の取組み等に鑑み、本株式交換による非公開化を実施し、富士古河E&Cが富士電機の完全子会社となることで、迅速かつ抜本的な施策を富士古河E&Cと富士電機が協同して遂行することができるようになることは、富士古河E&Cの持続的な成長に寄与することが期待され、中長期的な企業価値向上に資すると認められた。したがって、本株式交換の目的は合理的であると判断するに至った。

ウ. 本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)について

(ア) みずほ証券による株式交換比率算定報告書

富士古河E&Cが、富士古河E&C及び富士電機から独立した第三者算定機関であり、本株式交換に重要な利害関係を有しないみずほ証券から取得した株式交換比率に関する算定書によれば、市場株価基準法による富士電機株式1株当たりの株式価値は以下のとおりである。

市場株価基準法：7,971円～8,662円

なお、みずほ証券によれば、富士電機株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行っているとのことである。

また、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法による富士古河E&C株式1株当たりの株式価値は以下のとおりと算定されている。

市場株価基準法：5,590円～6,298円

類似企業比較法：7,224円～8,429円

DCF法：5,796円～10,743円

なお、みずほ証券によれば、富士古河E&C株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、同業他社の株価に照らした状況や将来の事業活動の状況を評価に反映するため、類似企業比較法及びDCF法による算定を行っているとのことである。

以上を踏まえ、富士電機株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、富士古河E&C株式の価値算定について市場株価基準法を採用した場合は0.70～0.74、

類似企業比較法を採用した場合は0.83~1.06、DCF法を採用した場合は0.67~1.35とされている。

本株式交換比率である富士古河E&C株式1株当たり富士電機株式0.93株を割り当てるという比率は、市場株価基準法による算定結果のレンジの上限を上回り、類似企業比較法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内の比率である。

本特別委員会は、みずほ証券から株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、みずほ証券及び富士古河E&Cに対して評価手法の選択、類似企業比較法における類似企業の選定理由、DCF法による算定の基礎となる富士古河E&Cの事業計画、当該事業計画に基づく財務予測、継続価値の算定方法の選択、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

#### (イ) 類似事例のプレミアム水準との比較

富士古河E&C株式1株当たり富士電機株式0.93株を割り当てるという本株式交換比率は、2024年10月30日（以下「算定基準日」という。）の富士電機株式の東京証券取引所プライム市場における終値（7,971円）及び富士古河E&C株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値（5,590円）に基づいて算出された交換比率に対して32.61%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの数値（%）において同様とする。）、算定基準日までの1ヶ月間の終値の単純平均値（8,125円及び6,041円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様とする。））に基づいて算出された交換比率に対して25.08%、算定基準日までの3ヶ月間の終値の単純平均値（8,097円及び6,019円）に基づいて算出された交換比率に対して25.11%、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値（8,662円及び6,298円）に基づいて算出された交換比率に対して27.91%のプレミアムを、それぞれ加えた比率に相当する。かかるプレミアム水準は、経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（2019年6月28日）公表以降に実施された、本株式交換と類似する上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準（公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、順に19.79%、17.81%、19.03%、21.49%）と比較しても遜色ない水準であると評価できる。

#### (ウ) デュー・ディリジェンスの実施

本特別委員会は、本株式交換に際して実施された富士古河E&Cの富士電機に対するデュー・ディリジェンスの結果について報告を受けて検討したが、本株式交換の取引条件に重大な悪影響を及ぼす事項は認められず、また、本株式交換の取引条件に一定の影響を与えうる検出事項については、当該事項を踏まえて株式交換比率の交渉を行っている。

#### (エ) 交渉過程の公正性の検討

後記エ. のとおり、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率を含む本株式交換の取引条件についても、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

#### (オ) 実施方法及び対価の種類

富士電機による富士古河E&Cの完全子会社化の方法として株式交換の手法が選択され、本株式交換の対価は富士電機株式とされているところ、富士古河E&Cの株主は、富士電機の株主として、引き続き、富士電機の完全子会社となる富士古河E&Cの企業価値の向上分の分配を受けることが可能である。さらに、富士電機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も当該市場での取引が可能であることから、基準時において富士古河E&C株式を108株以上保有し、本株式交換により富士電機株式の単元株式数である100株以上の富士電機株式の割当てを

受ける富士古河E&Cの株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できる。

他方、基準時において、108株未満の富士古河E&C株式を保有する富士古河E&Cの少数株主には、富士電機の単元株式数である100株に満たない富士電機株式が割当交付されるため、当該株式を金融商品取引所市場において売却することができないものの、当該少数株主は、富士電機の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、単元未満株式の買増請求又は単元未満株式の買取請求の制度を利用することができる。

以上の点を踏まえれば、完全子会社化の方法として株式交換の手法を選択し、本株式交換の対価として、富士古河E&Cの株主に対して、富士電機株式を交付することには妥当性が認められる。

#### (カ) 検討及び小括

富士古河E&C株式1株当たり富士電機株式0.93株を割り当てるという本株式交換比率は、みずほ証券が算定した、富士古河E&C株式の価値算定について市場株価基準法を採用した場合の算定結果のレンジの上限を上回り、類似企業比較法及びDCF法を採用した場合の算定結果のレンジの範囲内の比率であり、かつ、本株式交換と類似の他事例と比較しても遜色ない水準のプレミアムが付されていると評価できる。また、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであるほか、富士古河E&Cの富士電機に対するデュー・ディリジェンスにおいて、本株式交換の取引条件に重大な悪影響を及ぼす事項が特に認められず、本株式交換の対価として富士古河E&Cの株主に富士電機株式を交付すること自体の妥当性も認められる。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に検討した結果、本株式交換比率は合理的なものであり、本株式交換の取引条件は妥当であると判断するに至った。

#### エ. 本株式交換の手続の公正性について

富士古河E&C及びその法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所の説明並びに関連する資料によれば、富士古河E&Cは、本株式交換に係る交渉過程の手続の公正性を担保するために、以下のような措置を採っていることが認められる。

##### (ア) 独立した外部専門家からの助言等の取得

富士古河E&Cは、富士電機が富士古河E&C株式を、間接保有分と合わせて約46.39%保有しており、富士古河E&Cが富士電機の連結子会社に該当することから、本株式交換比率の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本株式交換について検討するにあたっては、富士古河E&C及び富士電機からの独立性が認められるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、本株式交換比率を含む本株式交換の条件の妥当性等について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、富士電機においても、富士古河E&C及び富士電機からの独立性が認められるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、それぞれから助言等を受けているとのことである。

##### (イ) 特別委員会の設置

富士古河E&Cは、2024年6月24日、富士電機から本株式交換の申入れを受けたことを受け、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所の助言を受けつつ、2024年7月16日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、親会社であり支配株主である富士電機との構造的な利益相反のおそれがあることから、富士電機及び富士古河E&Cから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対する富士古河E&C取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、富士古河E&C取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての

意見を取得することを目的として、富士電機から独立した、富士古河E&Cの社外取締役及び社外監査役（富士古河E&Cの社外取締役である山口和良氏、三品篤氏、及び富士古河E&Cの社外監査役である遠藤健二氏の3名）によって構成される本特別委員会を設置した。なお、富士古河E&Cは、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はない。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしている。

#### （ウ）富士古河E&Cによる検討方法

富士古河E&Cは、本株式交換について検討するにあたっては、富士古河E&C及び富士電機から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、富士古河E&Cの企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本株式交換比率をはじめとする本株式交換の条件の妥当性及び本株式交換の一連の手の公正性といった点について真摯に、かつ、慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、富士古河E&Cのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びに法務アドバイザーとしてそれぞれ承認している。

また、富士古河E&Cは、富士電機から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を富士古河E&Cの社内に構築している。

#### （エ）富士古河E&Cの交渉による本株式交換比率の引上げ

富士古河E&Cは、富士電機から当初、本株式交換比率より低い交換比率の提示を受けたが、当該提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる交換比率を富士電機に対して提示したほか、算定の根拠に関する事項等の複合的な要素を用いて本株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を複数回にわたって行った。

そして、これらの交渉の結果として、当初の提案よりも、より富士古河E&Cの少数株主に有利な本株式交換比率を引き出している。

また、富士電機に対する対案の提示に際しては、事前に本特別委員会の審議・検討を経た上で承認された交換比率が提示されたとともに、協議・交渉の進め方や富士電機に伝達すべき内容についても、本特別委員会において議論を尽くした上で富士古河E&Cに対する示唆・助言がなされ、富士古河E&Cにおいてもかかる示唆・助言を踏まえて対応方針が決定されるなど、富士電機との協議・交渉の過程においては本特別委員会の意見が適切に反映されていたといえる。

その他、富士古河E&Cは、本株式交換の諸条件について、富士古河E&Cの少数株主の利益保護の観点から慎重に協議・交渉を行っている。

#### （オ）本株式交換の交渉過程における特別利害関係人の不関与等

本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、富士古河E&C及び富士電機、その他の本取引に特別な利害関係を有する者が富士古河E&Cに不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

なお、富士古河E&Cの取締役のうち、日下高氏は7年前まで、澤田朋之氏は5年前まで富士電機に在籍しており、また菅井賢三氏は現在も富士電機の特別顧問の地位にあるため、利益相反を回避する観点から、日下高氏、菅井賢三氏、澤田朋之氏は、富士古河E&Cの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加していない。他方、小田茂夫氏は、富士電機の出身者であるものの、富士電機に在籍していたのが10年以上前であり、現在富士電機グループの役職員を兼務しておらず、また、転籍後に富士電機から指示を受ける立場にないことから、本株式交換における富士古河E&Cの意思決定に関して利益相反のおそれがないものと判断し、富士古河E&C取締役会の審議及び決議に参加している。

また、富士古河E&Cの監査役のうち柏木隆宏氏は、富士古河E&Cの主要株主かつ第二位株主であり、本株式交換の実行により富士電機株式の割り当てを受けることと

なる古河電気工業株式会社の非常勤顧問を現在も務めているため、利益相反を回避する観点から、富士古河E&Cの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加していない。

その他、本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、富士古河E&C側に富士電機又はそれらの特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

(カ) 本特別委員会の意見の尊重

本特別委員会が、本株式交換の条件について妥当でないと判断した場合には、富士古河E&Cの取締役会は本株式交換を実行する旨の意思決定を行わないこととされていること、また、富士古河E&Cは、本株式交換に関する富士電機との協議及び交渉を行うに際して、上記(エ)のとおり、本特別委員会は、富士電機に対する協議及び交渉の進め方や富士電機に伝達すべき内容について、真摯に検討を行った上で、その結果を富士古河E&Cに示唆及び助言し、富士古河E&Cは本特別委員会の意見を最大限尊重し、本株式交換の検討に際して、本特別委員会の意見が適切に反映される形で進めていたことなどを踏まえると、本特別委員会の意見が十分に尊重される形で手続が行われていると認められる。

(キ) マーケット・チェックについて

富士古河E&Cは、本株式交換に際して、富士古河E&Cが富士電機以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が富士古河E&Cとの間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本株式交換の公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本株式交換の公正性の担保に配慮している(いわゆる間接的マーケット・チェック)。

また、本株式交換においては、いわゆる積極的マーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点等から実務上の問題があることに加え、本株式交換は富士古河E&C株式を間接保有分と合わせて約46.39%保有している富士電機による富士古河E&Cの完全子会社化取引であり、かつ、富士古河E&Cは対抗的買収提案者からの提案がなされた場合でも売却に応じる意向はないとのことであることを踏まえると、本件では積極的マーケット・チェックを実施する必要性が乏しいといえることができ、本株式交換の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本株式交換における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも本株式交換の公正性が阻害されることはないといえることができる。

(ク) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に検討した結果、本株式交換の手続は公正であると判断するに至った。

オ. 本株式交換が富士古河E&Cの少数株主にとって不利益でないことについて

上記イ.乃至エ.を踏まえ、本特別委員会において、慎重に検討した結果、本株式交換を行うことについての決定をすることは、富士古河E&Cの少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

④ 富士古河E&Cにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2024年10月31日開催の富士古河E&Cの取締役会においては、富士古河E&Cの取締役8名のうち、日下高氏、菅井賢三氏、澤田朋之氏を除く、他の5名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、日下高氏は7年前まで、澤田朋之氏は5年前まで当社に在籍しており、また菅井賢三氏は現在も当社の特別顧問の地位にあるため、利益相反を回避する観点から、日下高氏、菅井賢三氏、澤田朋之氏は、富士古河E&Cの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。他方、小田茂夫氏は、当

社の出身者であるものの、当社に在籍していたのが10年以上前であり、現在当社及び当社の関係会社119社（2024年3月31日現在、子会社107社及び関連会社12社により構成）の役職員を兼務しておらず、また、転籍後に当社から指示を受ける立場にないことから、本株式交換における富士古河E&Cの意思決定に関して利益相反のおそれがないものと判断し、富士古河E&C取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記の取締役会においては、富士古河E&Cの監査役4名のうち、柏木隆宏氏を除く3名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、柏木隆宏氏は、富士古河E&Cの主要株主かつ第二位株主であり、本株式交換の実行により当社株式の割り当てを受けることとなる古河電気工業株式会社の非常勤顧問を現在も務めているため、利益相反を回避する観点から、富士古河E&Cの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。

### 3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及び富士古河E&Cは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、富士古河E&Cの株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

### 4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則39条に従い当社が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

上記の資本金及び準備金の額は、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であるとと考えております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

# 事業報告（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、円安の継続や物価上昇の影響による景気の下振れ懸念があったものの、経済社会活動の正常化が進んだことなどから、緩やかに回復しました。海外においては、国際情勢に起因する原材料及び資源価格高騰の影響による世界的なインフレの継続や、政策的な金利上昇などにより、経済は減速傾向にあり、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの属する設備工事業界におきましては、資機材価格の高騰、納期の長期化及び労働力不足が続く中、データセンター・EVを中心としたデジタル関連や脱炭素を見据えた設備投資は引き続き堅調に推移しました。また、当社が事業展開している東南アジアにおいても、経済社会活動が正常化したことにより、景気は回復傾向が続きましたが、物価高や金利上昇などの影響により回復のペースは鈍化傾向にありました。

このような状況のもと、当社グループは、ESG経営を軸としたマテリアリティ（重要課題）の実現、脱炭素化に向けた設備投資の取り込みや好調な分野へのリソースの傾注などによる物量の確保、集中購買の拡大や計画発注等によるコストダウン及び資機材価格上昇分の売値への転嫁による利益の確保、海外事業の各拠点の状況に応じた事業構造の改革、生産性向上に向けた業務改善の徹底による働き方改革の推進、IT関連や研究開発等への積極的な投資、人財の確保と育成を目的とした人的資本への投資等を重点課題として、事業環境の変化に柔軟に対応しながら引き続き競争力の強化に向けて取り組んでまいりました。

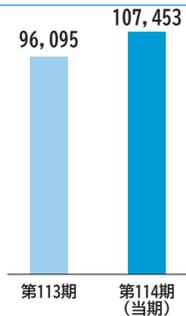
これらの取り組みから、好調分野へのリソースの配分等により受注高及び売上高を大きく伸長させるとともに、コストダウン及び価格転嫁が進捗したこと、並びに、国内の大型プロジェクトを成功裏に完遂させたことなどにより、利益面でも大きな成果を得ることができました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高1,074億円（前期比11.8%増）、売上高1,036億円（前期比17.6%増）、営業利益78億79百万円（前期比13.8%増）、経常利益81億29百万円（前期比15.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、54億13百万円（前期比19.3%増）となり、それぞれ過去最高を更新しました。

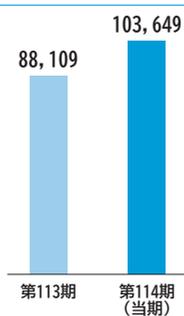
報告セグメントの工事分野及びセグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。

報告セグメント	工事分野
【電気設備工事業】	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
【空調設備工事業】	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
【その他】	物品販売及び補修・修理等

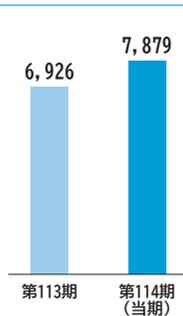
受注高  
(百万円)



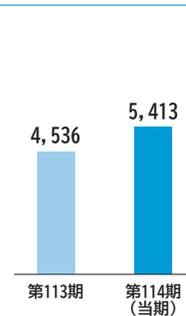
売上高  
(百万円)



営業利益  
(百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



## (2) セグメント別の営業の概況

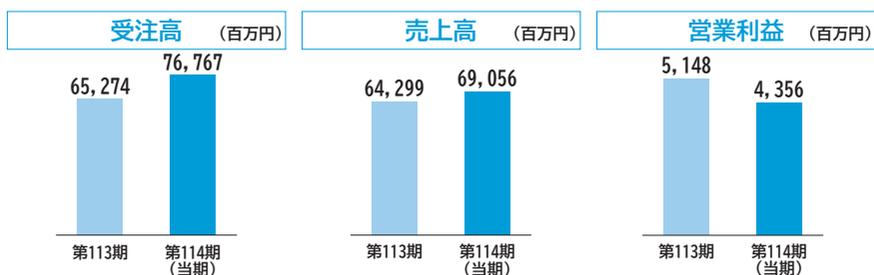
セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

### 電気設備工事業

受注高は767億円（前期比17.6%増）、売上高は690億円（前期比7.4%増）、営業利益は43億56百万円（前期比15.4%減）となりました。

主な受注案件は、東京電力パワーグリッド株式会社・秩父線No.72～No.81鉄塔建替工事並びに関連除却工事、大成建設株式会社・ファナック株式会社 忍野 新中央テクニカルセンタ建設に伴う電気設備工事、主な完成工事案件は、日本下水道事業団・石巻市北北上運河右岸第二排水ポンプ場他（遠方監視制御）復興電気設備工事、S Kハウジング株式会社・チサンホテル神戸 リニューアル計画 建築内装リニューアル工事等であります。

受注高は工作機械メーカーを始めとする民間設備投資、原子力分野及び送電分野の大型案件があったことに加え、国内外のデータセンターの大型案件があったことなどから前期を上回りました。売上高は国内の社会インフラ案件、民間設備投資案件及び海外案件の工事進捗が堅調に推移したことなどから前期を上回りました。営業損益は国内外における不採算案件の影響により前期を下回りました。

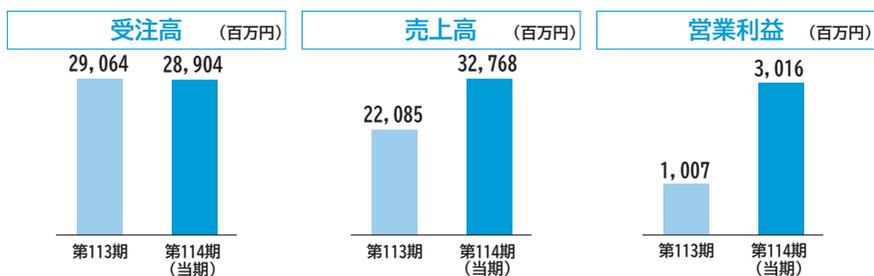


## 空調設備工事業

受注高は289億円（前期比0.6%減）、売上高は327億円（前期比48.4%増）、営業利益は30億16百万円（前期比199.3%増）となりました。

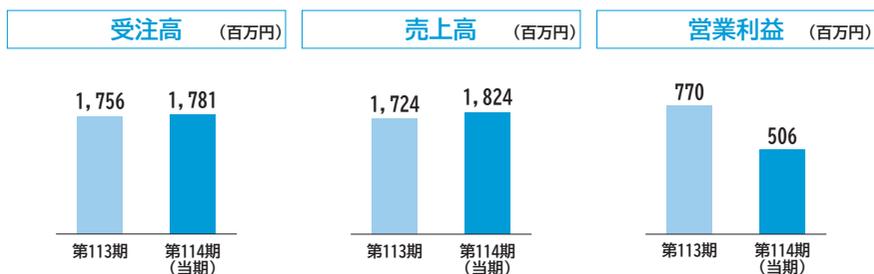
主な受注案件は、東京都・中央区役所中央区日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）、主な完成工事案件は、新光電気工業株式会社・千曲工場新築空調・生産・給衛生設備工事等であります。

受注高は前年並みに推移しました。売上高は半導体分野を中心とする大型案件の進捗が堅調だったことなどから前期を上回りました。営業損益は売上高の増加などにより前期を上回りました。



## その他

受注高は17億円（前期比1.5%増）、売上高は18億円（前期比5.8%増）、営業利益は5億6百万円（前期比34.3%減）となりました。



### セグメント別受注高

セグメント		受注高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	54,363	50.6
	内線・建築工事業	22,403	20.9
	計	76,767	71.5
空調設備工事業		28,904	26.8
小計		105,671	98.3
その他		1,781	1.7
合計 (うち海外)		107,453 (7,230)	100.0

### セグメント別売上高

セグメント		売上高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	47,494	45.8
	内線・建築工事業	21,562	20.8
	計	69,056	66.6
空調設備工事業		32,768	31.6
小計		101,824	98.2
その他		1,824	1.8
合計 (うち海外)		103,649 (8,745)	100.0

### (3) 設備投資等及び資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

### (8) 今後の見通し及び対処すべき課題

今後の見通しについては、データセンター・EVを中心としたデジタル関連や脱炭素を見据えた設備投資は底堅く推移するものと思われませんが、設備工事業界においては、資機材価格の高騰、納期の長期化及び労働力不足の深刻化など、依然として不透明な事業環境が続くものと思われま

す。このような状況の中、当社としましては、引き続きクリーンエネルギー関連や好調な分野へのリソース傾注により物量の確保に努めるとともに、資機材高騰や労働力確保に対応するため売値への価格転嫁を促進してまいります。また、契約時や施工時におけるリスク管理の徹底やチェック体制の強化により、安全・品質・納期・コストの確保に注力してまいります。

人的資本への投資につきましては、若手・中堅層を中心とした更なる処遇改善や福利厚生

の充実を積極的に実施するとともに、人材育成プランと能力開発・教育体制の再構築により、社員のエンゲージメント向上に取り組んでまいります。また、組織風土改革やダイバーシティ推進策の展開により、社員一人一人が働きやすい職場づくりと女性幹部社員及び技術員の育成に努めてまいります。

また、建設業界におけるDX推進の必要性の高まりに応え、研究開発とDXの融合、並びに、人材の確保と育成を図るなどの基盤整備を推進し、全社横断的な技術・情報に関する戦略を担うための専従の組織を新設しました。今後は、AIを活用した業務効率化システムの開発等により、生産性向上や働き方改革の推進を図り、競争力の強化に繋げてまいります。

2025年3月期通期の連結業績については、前期にあった複数の大型案件の影響により、受注高1,000億円(前期比6.9%減)、売上高940億円(前期比9.3%減)、営業利益80億円(前期比1.5%増)、経常利益80億円(前期比1.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益52億円(前期比4.0%減)を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 111 期 2020年度	第 112 期 2021年度	第 113 期 2022年度	第 114 期 2023年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	77,401	86,852	96,095	107,453
売 上 高 (百万円)	74,168	82,050	88,109	103,649
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,945	4,607	4,536	5,413
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	438.77	512.39	504.43	602.02
総 資 産 (百万円)	56,341	62,654	70,200	81,009

(注) 1. 2021年度において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2020年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 2021年度より収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は富士電機株式会社であり、同社は間接保有を含み当社株式を4,171千株(議決権比率46.5%)。うち直接所有46.4%、間接所有0.1%保有しており、持分は50%以下ではありますが、実質的に支配しているため親会社とするものであります。

当社グループは、富士電機グループの主として各種プラント設備製品の設計施工並びに現地工事を受け持つとともに、富士電機グループより電気機器等の仕入れを行っております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、他の一般的な取引と同様の条件を基本として、著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、親会社から独立して意思決定を行っており、取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

ニ 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エフトリア	神奈川県	20 百万円	100.00 %	電気工事、電気計装工事、 機械配管工事
北辰電設株式会社	栃木県	20 百万円	100.00	電気工事
富士ファーマナイト株式会社	神奈川県	30 百万円	100.00	プラント配管漏洩補修
富士古河コスモスエナジー合同会社	神奈川県	45 百万円	66.67	再生可能エネルギーによる 発電事業、電気の販売事業
株式会社カンキョウ	神奈川県	35 百万円	100.00	海外の電気、空調、衛生設 備工事
株式会社町田電機商会	長野県	20 百万円	100.00	電気工事
富士古河E&C(タイ)社	タイ	1,600 万バーツ	48.56	電気工事
富士古河E&C(ベトナム)社	ベトナム	60 万米ドル	100.00 (10.00)	電気工事
富士古河E&C(カンボジア)社	カンボジア	15 億リエル	100.00	電気工事
富士古河E&C(ミャンマー)社	ミャンマー	3,634 百万チャット	100.00 (1.60)	電気工事
FFJMP社	マレーシア	150 万リンギット	30.00	電気工事

(注) 1. 出資比率欄の ( ) 内は、間接所有比率 (内数) であります。

2. 上記以外に連結子会社として、富士古河E&C(インド)社、富士古河E&C(マレーシア)社、富士古河E&C(インドネシア)社がありますが、2024年3月31日現在においては清算手続き中であります。
3. 株式会社カンキョウにつきましては、2023年3月31日付で事業を停止し、2023年4月1日付で一部事業を当社で譲受しております。

## (11) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
電気設備工事業	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
空調設備工事業	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
その他	物品販売及び補修・修理等

## (12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,544名	22名減

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

## (13) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

## (14) 主要な事業所

本社	: 川崎市幸区堀川町580番地
支社	: 西日本支社(大阪)、東日本支社(宇都宮)、中部支社(名古屋)
支店	: 東京支店(中央区)、中四国支店(広島)、九州支店(福岡) 北日本支店(仙台)、関東支店(さいたま)、長野支店(長野)

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,026,561株（うち自己株式 33,833株）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,612名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士電機株式会社	4,158千株	46.24%
古河電気工業株式会社	1,819	20.23
富士古河E&C社員持株会	313	3.49
光通信株式会社	199	2.22
富士通株式会社	171	1.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	124	1.38
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	75	0.83
千々石寛	67	0.75
株式会社横浜銀行	60	0.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	48	0.53

（注）当社は、自己株式33千株（0.37%）を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
日下 高	代表取締役社長（執行役員社長）	
川島 清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤 久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤） 株式会社良品計画 社外取締役 オフィスKITO合同会社 代表社員
山口 和良	社外取締役	
菅井 賢三	取締役	富士電機株式会社 特別顧問
藤本 浩	取締役（執行役員専務、経営統括補佐）	
小田 茂夫	取締役（執行役員常務、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長）	
埜 篤典	取締役（執行役員常務、工事技術本部長）	
澤田 朋之	取締役（執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長）	
明石 亨	常勤監査役	
福岡 敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表
柏木 隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社 非常勤顧問 古河産業株式会社 監査役
遠藤 健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長 社会福祉法人台東区社会福祉事業団 監事

- (注) 1. 監査役福岡敏夫氏は、国税職員及び税理士として経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役遠藤健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、監査役福岡敏夫、遠藤健二の5氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 2024年4月1日付けで取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。  
 澤田 朋之 取締役、執行役員常務、電気設備事業本部長  
 藤本 浩 取締役  
 埜 篤典 取締役
5. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年4月1日現在、取締役と兼務していない執行役員は以下のとおりであります。  
 菱田 齊 史 執行役員常務、調達・工事本部長  
 牧 伸 一 執行役員常務、技術戦略本部長  
 則松 研 一 執行役員、株式会社エフトリア代表取締役社長  
 野崎 潤 執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長  
 中村 富 二 執行役員、空調設備事業本部長

辻 郁 次 執行役員、西日本支社長  
林 純 市 執行役員、電気設備事業本部副本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び定款に基づき、取締役川島清嘉、伊藤久美、山口和良、菅井賢三の4氏及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、300万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負うものとしております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外役員を除く。)	103	70	32	6
監査役 (社外役員を除く。)	20	20	—	1
社外取締役	21	21	—	3
社外監査役	18	18	—	3

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ①会社役員の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する基本方針

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

なお、本方針は、当社の取締役会の決議及び監査役の協議によって、以下のとおり定めております。

##### a. 常勤取締役

各年度の業績の向上、並びに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されており、以下のとおりとしております。

##### ・固定報酬

役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を毎月支給するものといたします。なお、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。

##### ・業績連動報酬

各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、每期一定の時期に支給するものといたします。

なお、毎期の売上高や営業利益率など会社業績をもとに業績評価指標を設定して、標準額を決定し、個別の支給額は、中長期的な観点も踏まえ、役位や会社業績への貢献度に基づいて標準額の±25%の範囲で支給額を決定いたします。

業績評価指標に売上高及び営業利益率などを選定した理由は、売上高及び営業利益率などが当社の中期経営計画の重要なKPIであることから、業績連動報酬の算定に係る指標として選定をしており、中期経営計画の数値目標の達成及び更なる企業価値向上へのインセンティブとなることが期待されます。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標として前年度の連結売上高の目標は83,000百万円、実績は88,109百万円、前年度の連結営業利益率の目標は8.0%、実績は7.9%となっております。

b. 社外取締役、非常勤取締役及び監査役

社外取締役、非常勤取締役及び監査役は、職務執行の監督又は監査の職責を負うことから、その報酬は、固定報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた金額を支給するものいたします。

なお、社外取締役、非常勤取締役及び監査役の自社株式の取得は任意といたします。

c. 報酬の決定方法

指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬に関する方針・支給基準、及び、取締役の報酬等の内容について議論しています。指名・報酬委員会は委員の過半数が社外取締役により構成され、社外取締役が委員長を務めており、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、報酬に関する方針・支給基準及び支給額の妥当性を議論の上、取締役会に答申し、取締役会ではその答申内容を踏まえ、決議することといたします。

d. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役

役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会より答申された方針・支給基準・支給額を基に、代表取締役社長が個別の査定により一定の範囲内で決定しています。この個人別の支給額は、取締役会付議前に指名・報酬委員会の承認を得ているため、取締役会は個人別の報酬等の内容が報酬の決定基準に沿うものであると判断しております。

**②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社の役員報酬等に関しては、2009年6月23日開催の第99回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）、監査役は6千万円以内とし、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない旨の決議をしております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	兼職の状況（当社との関係）
川島清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役 横浜川崎国際港湾株式会社 社外監査役
伊藤久美	社外取締役	株式会社True Data 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 筑波大学理事（非常勤） 株式会社良品計画 社外取締役 オフィスKITO合同会社 代表社員
福岡敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表
柏木隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社（当社その他の関係会社）非常勤顧問 古河産業株式会社 監査役
遠藤健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長 社会福祉法人台東区社会福祉事業団 監事

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況と役割
川島清嘉	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見地よりコンプライアンス強化に資する有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
伊藤久美	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
山口和良	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該見識に基づき、営業戦略、人事労務関連に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
福岡敏夫	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、監査役会8回の全てに出席し、国税職員及び税理士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、税務・会計に関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
柏木隆宏	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、監査役会8回の全てに出席し、経営管理に関する豊富な経験・知識に基づき、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・知識に基づき、コーポレートガバナンスに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。
遠藤健二	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、監査役会8回の全てに出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地より、監督機能を果たして頂くことを期待しており、当社取締役会においては、当該経験・見地より、財務・会計並びにディスクロージャーに関し有用な助言、提言をして頂くなど経営の監督機能強化の役割を担って頂いております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 74百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭  
その他の財産上の利益の合計額 89百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の状況について確認するとともに、当期監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。このほか会計監査人としての職務を適切に遂行できないと認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の透明性・適法性及び監視監督機能の実効性を確保するため、社外から取締役、監査役を招聘する。
- ② 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の全役職員に対し、当社グループの経営理念及び行動規範である企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その遵守徹底を図る。
- ③ コンプライアンス規程及びコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
  - ・コンプライアンス委員会において、当社グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
  - ・当社グループの事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス・プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。
  - ・通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社グループの役員、使用人及び退職者（退職後1年以内の者に限る）及び取引先の役職員から当社への通報を容易にする通報制度を整備し、法令、定款、又は社内ルールに違反する行為の未然防止及び早期発見を図る。当社グループの役職員は、この規程に基づき当該通報者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。
  - ・上記体制の確立及び推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存及び保管に関する責任者、取締役及び監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、監査役と事前に協議する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程そのの体制

- ① 当社グループにおける事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定する。特定のリスクについては、リスク毎に担当部門を定め、準拠すべき規程・マニュアルを整備し、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制及び対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。
- ③ 内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制が適切に構築され、的確な運用がなされているか、定期的に監査を行う。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離することで業務の効率化を図るとともに、執行役員を中心とした経営会議を開催し、より具体的に迅速な経営判断がなされるよう努める。また取締役会規則、決裁権限規程により、業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
- ② 当社グループの全体を網羅した各年度及び中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

#### **(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ・金融商品取引法に定める当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

#### **(6) 当該株式会社その親会社及び子会社における業務の適正を確保するための体制**

- ① 富士電機グループの一員として、当該グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。
- ② 当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議・報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的で開催し、運用する。
- ③ 関係会社管理規程を制定し、グループ各社の経営上の重要事項について、当社への報告又は当社の承認を得ることを求める。
- ④ グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。
- ⑤ 内部監査部門は、グループ各社の業務の適正が継続的に確保されているか、定期的に確認する。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査役は、職務執行上必要に応じて経営企画部門及び内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その補助業務を取締役から独立して行う。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項**

- ① 監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を定めるほか、子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役に対し報告すべき事項についても制定する。また、監査役が当社グループの事業について、当社及び子会社の役職員に対し報告を求めた場合、当該報告をしなければならない。
- ② 上記報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

**(9) その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報交換を行うことで連携を強化し、監査の実効性と効率性の向上を図る。
- ③ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等につき意見交換や、必要と判断される要請を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ④ 監査役の職務の執行にかかる費用について、あらかじめ予算を計上するよう努め、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### (a) コンプライアンス

社長を委員長とし執行役員及び支社長で構成され、顧問弁護士、常勤監査役、社外役員も出席するコンプライアンス委員会を年2回開催し、期初に作成したコンプライアンス・プログラムの実施状況や通報の内容・対応状況等の確認・審議を行っております。

また、法令・社会的規範の遵守徹底を図るため、当社グループの使用人に対してeラーニング及び階層に応じた社内研修においてコンプライアンスに関する教育を行っております。さらに、コンプライアンスに抵触するおそれのある事象が発生した場合は、都度、取締役並びに監査役と情報を共有し、経営会議等で法令遵守の徹底を図っております。

#### (b) リスク管理

危機の発生の未然防止、損失影響の最小化を図るため、リスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、内部監査部門は、的確な運用が行われていることを確認しております。

なお、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議等で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

#### (c) 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

社外取締役を含む取締役及び社外監査役を含む監査役が出席する取締役会を月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項について決議を行うとともに、監査役も出席する執行役員を中心とした経営会議を月2回開催し、経営判断の迅速化・効率化に努めております。

当事業年度においては、取締役会を13回、経営会議を25回開催し、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、意思決定及び業務執行の適正性を確保しております。

#### (d) グループ管理

グループ各社の経営上の重要事項は関係会社管理規程に基づき、子会社から報告を受け、又は事前承認を行っております。

#### (e) 内部監査

内部監査部門は、2023年度の監査計画に基づき、当社の各部門及びグループ会社の業務執行状況、コンプライアンスの遵守状況等について内部監査を行い、その結果を取締役社長、監査役、社外取締役に報告するとともに、経営会議にて報告を行っております。

また、指摘事項や是正・改善要望事項があった場合は、必要な提言を行うとともに、是正・改善状況についてのフォローも行っております。

#### (f) 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催するほか、内部監査部門、会計監査人及び社外取締役との情報交換や、代表取締役との定期的な会合を行っております。

また、子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行っております。

## 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、グループの収益力向上により株主資本の充実を図り、経営基盤を強化し、将来の成長に必要な投資等のための内部留保を確保するとともに、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

この基本方針のもと、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の業績、今後の成長へ向けた投資計画及び経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

なお、当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって、定めることができるものとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、通期業績、経営環境及び財政状態等を総合的に勘案し、かつ、2023年度を最終年度とする中期経営計画『Next Evolution 2023』において、配当性向30%以上を目標としていることから、1株につき前事業年度比40円増配の190円とさせていただきます。2024年5月22日開催の取締役会において決議いたしました。

- 
- (注) 1. 事業報告の記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。  
2. 事業報告の千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>74,597,586</b>	<b>流動負債</b>	<b>36,750,086</b>
現金預金	6,752,017	支払手形・工事未払金等	24,977,684
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	42,697,520	短期借入金	75,673
電子記録債権	3,077,906	未払法人税等	2,450,965
未成工事支出金	1,719,095	契約負債	2,732,945
材料貯蔵品	230,088	完成工事補償引当金	17,000
預け金	18,837,452	工事損失引当金	1,080,109
その他	1,590,227	その他	5,415,706
貸倒引当金	△306,721		
<b>固定資産</b>	<b>6,412,020</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,086,945</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,599,775</b>	退職給付に係る負債	785,127
建物・構築物	348,394	リース債務	825,958
機械・運搬具・工具器具備品	1,071,241	その他	475,859
土地	462,651	<b>負債合計</b>	<b>38,837,031</b>
リース資産	717,487	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>432,919</b>	<b>株主資本</b>	<b>40,375,721</b>
ソフトウェア	391,220	資本金	1,970,000
その他	41,699	資本剰余金	6,619,261
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,379,325</b>	利益剰余金	31,817,496
投資有価証券	306,708	自己株式	△31,035
長期貸付金	72,625	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,124,045</b>
退職給付に係る資産	1,390,886	その他有価証券評価差額金	79,718
繰延税金資産	979,687	為替換算調整勘定	229,219
その他	631,389	退職給付に係る調整累計額	815,107
貸倒引当金	△1,972	<b>非支配株主持分</b>	<b>672,807</b>
<b>資産合計</b>	<b>81,009,606</b>	<b>純資産合計</b>	<b>42,172,574</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>81,009,606</b>

# 連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高	
	完成工事	高	103,649,135
売	上	原	価
	完成工事	原	価
	売	上	総
	完成工事	総	利益
			87,670,171
			15,978,963
販	売	費	及
	費	及	び
	一	般	管
	理	費	
			8,099,613
営	業	利	益
			<b>7,879,350</b>
営	業	外	収
	受	取	息
	為	替	差
	そ	の	他
			24,847
			280,841
			34,724
営	業	外	費
	支	払	利
	コ	ミ	ツ
	ソ	の	フ
			イ
			65,693
			12,026
			12,236
			89,957
			<b>8,129,806</b>
税	金	等	調
	整	前	当
	期	純	利
	益		
			<b>8,129,806</b>
法	人	税、	住
	民	税	及
	び	事	業
	税		
			2,989,972
法	人	税	等
	調	整	額
			△268,342
当	期	純	利
	益		
			<b>5,408,176</b>
非	支	配	株
	主	に	帰
	属	す	る
	当	期	純
	損	失	
			△5,718
親	会	社	株
	主	に	帰
	属	す	る
	当	期	純
	利	益	
			<b>5,413,895</b>

## 連結株主資本等変動計算書 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,970,000	6,636,580	27,752,537	△30,220	36,328,897
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,348,936		△1,348,936
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,413,895		5,413,895
自 己 株 式 の 取 得				△815	△815
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△17,319			△17,319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△17,319	4,064,958	△815	4,046,823
当 期 末 残 高	1,970,000	6,619,261	31,817,496	△31,035	40,375,721

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	34,794	97,470	430,526	562,791	690,552	37,582,242
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				-		△1,348,936
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-		5,413,895
自 己 株 式 の 取 得				-		△815
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				-		△17,319
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	44,923	131,749	384,580	561,253	△17,744	543,509
当 期 変 動 額 合 計	44,923	131,749	384,580	561,253	△17,744	4,590,332
当 期 末 残 高	79,718	229,219	815,107	1,124,045	672,807	42,172,574

## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

株式会社エフトリア  
北辰電設株式会社  
富士ファーマナイト株式会社  
富士古河コスモスエナジー合同会社  
株式会社カンキョウ  
株式会社町田電機商会  
富士古河E&C(タイ)社  
富士古河E&C(ベトナム)社  
富士古河E&C(マレーシア)社  
富士古河E&C(カンボジア)社  
富士古河E&C(ミャンマー)社  
富士古河E&C(インド)社  
富士古河E&C(インドネシア)社  
FFJMP SDN. BHD.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において関連会社であったVie Mik Co.,Ltd. は、当連結会計年度において保有する株式の全てを売却したため、関連会社から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

富士古河E&C(タイ)社、富士古河E&C(ベトナム)社、富士古河E&C(マレーシア)社、富士古河E&C(カンボジア)社並びに富士古河E&C(インドネシア)社の決算日は12月31日であります。FFJMP SDN. BHD. の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。



過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

電気設備工事業に係る主な履行義務は国内外の施設の電気・機械設備の設計・施工です。空調設備工事業に係る主な履行義務は国内外の施設の空調・給排水・衛生設備の設計・施工及びこれらの設備の保守サービスの提供であります。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間  
 5年間で均等償却しております。

#### [会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記]

##### 有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループは戦略的投資による経営基盤強化と収益力の向上を推し進めており、その一環として、安定的な需要が見込まれる事業への投資及び合理化投資を行ったことにより、当連結会計年度以降は国内の有形固定資産がより安定的に稼働することが見込まれます。このことから、耐用年数にわたり平均的に費用配分する定額法が、有形固定資産の使用実態をより適切に反映できると判断いたしました。なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

#### [収益認識に関する注記]

##### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	電気設備 工事業	空調設備 工事業	計		
売上高					
一時点で移転される財及びサービス	7,252,894	3,895,458	11,148,353	1,570,327	12,718,680
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	61,803,771	28,872,724	90,676,496	253,958	90,930,455
顧客との契約から生じる収益	69,056,666	32,768,183	101,824,849	1,824,285	103,649,135
外部顧客への売上高	69,056,666	32,768,183	101,824,849	1,824,285	103,649,135

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりであります。

電気設備工事業に係る主な履行義務は、国内外の施設の電気・機械設備の設計・施工です。

空調設備工事業に係る主な履行義務は、国内外の施設の空調・給排水・衛生設備の設計・施工及びこれらの設備の保守サービスの提供であります。

当社グループでは、顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。

②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受ける。

③複数の契約において約束した財又はサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲又は価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」又は「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。契約に複数の財又はサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否か判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。対価の金額が変動する可能性がある場合には、変動対価として金額を見積り、取引価格に含めております。見積られた変動対価の額は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

電気設備工事業及び空調設備工事業に係る主な履行義務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。顧客との契約開始時点で、財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものではありません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で完成工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。受取手形及び完成工事未収入金、契約資産、契約負債の期末残高は以下のとおりであります。

受取手形	371,320千円
完成工事未収入金	23,995,796千円
契約資産	18,330,402千円
契約負債	2,732,945千円

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は3,512,776千円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は48,941,887千円であり、このうち約8割は2年以内に収益として認識することを見込んでおります。

### [重要な会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高	24,019,194千円
契約資産残高	16,896,704千円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務の全てを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

## 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### (1) 算出方法

当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

### (2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## [連結貸借対照表に関する注記]

- |  |             |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額   | 3,742,165千円 |
| 2. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額                                  |             |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。      |             |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は260,629千円であります。 |             |

## [連結損益計算書に関する注記]

研究開発費の総額	44,654千円
----------	----------

**[連結株主資本等変動計算書に関する注記]**

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,026,561	—	—	9,026,561
合計	9,026,561	—	—	9,026,561
自己株式				
普通株式(注)	33,648	185	—	33,833
合計	33,648	185	—	33,833

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加185株は、単元未満の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月23日 取締役会	普通株式	1,348,936	150.00	2023年3月31日	2023年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月22日 取締役会	普通株式	1,708,618	利益剰余金	190.00	2024年3月31日	2024年6月6日

## [金融商品に関する注記]

- 金融商品の状況に関する事項  
 当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。  
 運転資金は主として短期借入金により調達しております。  
 受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。  
 デリバティブ取引は、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対して通貨スワップ等を、それぞれ各リスクのヘッジを目的として、実需の範囲で行うこととしております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
 2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません（(注)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	188,020	188,020	—
(2) リース債務	(927,557)	(793,457)	(134,100)
(3) デリバティブ取引(*3)	(35,664)	(35,664)	—

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)「現金及び預金」、「受取手形及び完成工事未収入金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等 (非連結子会社及び関連会社の株式を含む)	118,688千円

これらについては、市場価格がなく、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	188,020	—	—	188,020
デリバティブ取引	—	(35,664)	—	(35,664)
資産計	188,020	(35,664)	—	152,356

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	(793,457)	—	(793,457)
負債計	—	(793,457)	—	(793,457)

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関より提示された時価もしくは為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 4,614円81銭
2. 1株当たり当期純利益 602円02銭



# 損 益 計 算 書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高	
	完 成 工 事 高		89,949,624
売	上 原 価		
	完 成 工 事 原 価		75,735,696
	売 上 総 利 益		14,213,928
	完 成 工 事 総 利 益		14,213,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,970,139
	営 業 利 益		<b>7,243,788</b>
営 業 外 収 益			
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	451,107	
	為 替 差 益	110,960	
	そ の 他	68,207	630,275
営 業 外 費 用			
	支 払 利 息	4,556	
	コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	12,026	
	関 係 会 社 株 式 売 却 損	5,214	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,505	
	そ の 他	1,985	28,288
	経 常 利 益		<b>7,845,776</b>
特 別 損 失			
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	166,528	166,528
税 引 前 当 期 純 利 益			<b>7,679,247</b>
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,712,000	
	法 人 税 等 調 整 額	△297,555	2,414,444
当 期 純 利 益			<b>5,264,803</b>

# 株主資本等変動計算書（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,641	6,703,466
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
自 己 株 式 の 取 得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,641	6,703,466

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	152,939	24,806,273	24,959,212
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△1,348,936	△1,348,936
当 期 純 利 益		5,264,803	5,264,803
自 己 株 式 の 取 得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—
当 期 変 動 額 合 計	—	3,915,866	3,915,866
当 期 末 残 高	152,939	28,722,139	28,875,079

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△30,220	33,602,458	11,607	11,607	33,614,065
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,348,936		—	△1,348,936
当 期 純 利 益		5,264,803		—	5,264,803
自 己 株 式 の 取 得	△815	△815		—	△815
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	5,781	5,781	5,781
当 期 変 動 額 合 計	△815	3,915,051	5,781	5,781	3,920,833
当 期 末 残 高	△31,035	37,517,509	17,388	17,388	37,534,898

## 個別注記表

### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び  
関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない  
株式等以外のもの …………… 時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は  
移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 未成工事支出金 …………… 個別法による原価法
  - (2) 材料貯蔵品 …………… 個別法又は移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産 (リース資産を除く)  
…………… 定額法によっております。
  - 無形固定資産 (リース資産を除く)  
…………… 定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用  
可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
  - リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につ  
いては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額  
法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金 …… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、かし担保の費用見積額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。電気設備工事業に係る主な履行義務は国内外の施設の電気・機械設備の設計・施工です。空調設備工事業に係る主な履行義務は国内外の施設の空調・給排水・衛生設備の設計・施工及びこれらの設備の保守サービスの提供であります。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

## 6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

## 8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## [会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記]

### 有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループは戦略的投資による経営基盤強化と収益力の向上を推し進めており、その一環として、安定的な需要が見込まれる事業への投資及び合理化投資を行ったことにより、当事業年度以降は国内の有形固定資産がより安定的に稼働することが見込まれます。このことから、耐用年数にわたり平均的に費用配分する定額法が、有形固定資産の使用実態をより適切に反映できると判断いたしました。なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## [重要な会計上の見積りに関する注記]

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高 22,066,365千円

契約資産残高 15,710,108千円

（注）上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務の全てを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### (1) 算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

### (2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

### (3) 翌年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

**[貸借対照表に関する注記]**

1. 有形固定資産減価償却累計額	2,399,916千円
2. 保証債務	
金融機関等からの借入等に対する債務保証	
富士古河コスモスエナジー合同会社	927,557千円
FUJI FURUKAWA E&C(MYANMAR)CO.,LTD.	318,290千円
FUJI FURUKAWA E&C(VIETNAM)CO.,LTD.	272,538千円
FFJMP SDN.BHD.	25,776千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	14,386,413千円
短期金銭債務	653,821千円
長期金銭債権	1,042,180千円

**[損益計算書に関する注記]**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	21,659,806千円
仕入高	4,252,567千円
営業取引以外の取引高	444,690千円

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	33,833株

## [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払従業員賞与	742,447千円	
子会社株式評価損	666,522千円	
退職給付引当金	223,244千円	
固定資産評価損	65,590千円	
その他	692,414千円	
繰延税金資産小計	2,390,221千円	
評価性引当額	△951,713千円	
繰延税金資産合計	1,438,508千円	
繰延税金負債		
前払年金費用	66,272千円	
その他有価証券評価差額金	7,659千円	
その他	1,188千円	
繰延税金負債合計	75,120千円	
繰延税金資産の純額	1,363,387千円	

## [関連当事者に関する注記]

### 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	富士電機㈱	川崎市川崎区	47,586	電力、官公需、交通、産業分野の社会インフラ向けプラットフォーム・システムの製造及び販売	(被所有) 直接46.4 間接 0.1	なし	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	19,240,334	完成工事未収入金	5,154,723
										契約資産	6,519,864
										契約負債	20,488
その他の関係会社	古河電気工業㈱	東京都千代田区	69,395	電線電纜、非鉄金属製品 の 製造販売及び電気工事	(被所有) 直接20.3	なし	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	2,055,482	完成工事未収入金	1,345,849
										契約資産	153,741
										契約負債	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
電気工事等の請負については、一般の取引価格を参考に決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	富士古河 コスモス エナジー 合同会社	川崎市 幸区	45	再生可能エネルギーによる発電事業・電気の販売	(所有)直接66.7	兼任 1名	発電設備メンテナンス工事等の請負施工、債務保証を行っております。	債務保証 (注)1	927,557	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

当社は連結子会社のリース契約に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。

## 3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	富士電機 フィアス㈱	東京都 品川区	1,000	金融業	なし	なし	当社の仕入先に対する営業債務に係る金融業務を行っております。	営業債務の譲渡	22,353,939	工 未 払 金	9,659,164
							資金の決済、預入等の金融取引	(注)2	預け金	18,837,452	

(注) 1. 資金の決済、預入等の金融取引の取引金額については、取引内容が多岐にわたるため、記載を省略しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

富士電機フィアス㈱に対する譲渡は、帳簿価額によっており当該取引に係る決済期日は原債権債務のそれと同一であります。

### [1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 4,173円92銭
- 1株当たり当期純利益 585円45銭

### [収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表[収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

富士古河E & C株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士古河E & C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生ずる可能性が低いと判断し、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えないと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断

する。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、連結計算書類の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制

を検討する。採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の適切性を評価する。また、監査人は、

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成しているかどうか、また、入手した監査証拠が、継続企業の前提に適合しているかどうか、また、重要な虚偽表示リスクに関する事項に

・ 証拠が、連結計算書類の注記事項に算入されているかどうか、また、重要な虚偽表示リスクに関する事項に

・ 連結計算書類の注記事項に算入されているかどうか、また、重要な虚偽表示リスクに関する事項に

・ 連結計算書類の注記事項に算入されているかどうか、また、重要な虚偽表示リスクに関する事項に

・ 監査人は、単独で監査意見を出す責任を負う。計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した

内部統制の重要な不備を監査人が発見した事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につ

て監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守し

た監査手続を並べて実施し、監査人が監査に与える合理的な考慮事項、及び阻害要因を除去するための対

策を講じているかどうかを報告する。また、監査人が監査に与える合理的な考慮事項、及び阻害要因を除去するための対

策を講じているかどうかを報告する。また、監査人が監査に与える合理的な考慮事項、及び阻害要因を除去するための対

策を講じているかどうかを報告する。また、監査人が監査に与える合理的な考慮事項、及び阻害要因を除去するための対

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

富士古河E&C株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士古河E&C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人よりその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

富士古河E & C株式会社 監査役会

常勤監査役 明 石 亨 ⑩

社外監査役 福 岡 敏 夫 ⑩

社外監査役 柏 木 隆 宏 ⑩

社外監査役 遠 藤 健 二 ⑩

以 上

# 事業報告の附属明細書

第 1 1 4 期

( 自 2023年 4 月 1 日 )  
( 至 2024年 3 月 31 日 )

富士古河 E & C 株式会社

代表取締役社長 日下 高

## 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼務状況の明細

事業報告 11 頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

以 上

# 附 属 明 細 書

(第 1 1 4 期)

( 自 2023年 4 月 1 日  
至 2024年 3 月 31 日 )

富士古河 E & C 株式会社

代表取締役社長 日下 高

## 目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (会社計算規則第117条1)	..... P 1
2. 引当金の明細 (会社計算規則第117条2)	..... P 2
3. 販売費及び一般管理費の明細 (会社計算規則第117条3)	..... P 3

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形 固定 資産	建物・構築物	206,071	30,124	1,983	20,669	213,542	646,246	859,788
	機械・運搬具	961,583	120,629	0	158,909	923,303	1,294,900	2,218,204
	工具器具・備品	62,488	16,369	0	20,283	58,574	458,769	517,344
	土地	371,766	—	—	—	371,766	—	371,766
	リース資産	870	—	—	870	—	—	—
	計	1,602,780	167,123	1,983	200,733	1,567,187	2,399,916	3,967,103
無形 固定 資産	電話加入権	32,183	—	—	—	32,183	—	32,183
	ソフトウェア	369,265	107,527	—	123,931	352,861	280,926	633,787
	その他	89	—	—	89	—	—	—
	計	401,537	107,527	—	124,021	385,044	280,926	665,970

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりである。

機械・運搬具 受変電設備他 120,629 千円

2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	千円	千円	千円	千円
貸 倒 引 当 金	231,854	502,534	99,701	634,687
完成工事補償引当金	36,000	17,000	36,000	17,000
工事損失引当金	10,554	1,164,438	355,926	819,066
退職給付引当金	810,536	16,532	97,033	730,035

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額
	千円
役 員 報 酬	164,800
従 業 員 給 料 手 当	2,857,935
退 職 給 付 費 用	137,342
法 定 福 利 費	490,458
福 利 厚 生 費	133,062
修 繕 維 持 費	6,425
事 務 用 品 費	45,467
通 信 交 通 費	229,131
動 力 用 水 光 熱 費	64,558
調 査 研 究 費	4,128
広 告 宣 伝 費	28,928
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	444,085
貸 倒 損 失	3,567
交 際 費	233,195
寄 付 金	2,000
地 代 家 賃	396,550
減 価 償 却 費	150,191
租 税 公 課	316,842
保 険 料	38,393
雑 費	1,223,076
計	6,970,139